

交渉等情報（5）

令和6年3月19日

各所属長 様

行政管理課長

春闘要求に対する回答について

高知県職員労働組合（以下「県職労」という。）からの春闘要求に対する回答について、下記のとおりお知らせします。

記

1 当局の文書回答

(1) 文書回答（令和6年3月19日）

2024 国民春闘に関する県職労独自要求に対する回答について

(2) 回答書（全文）

令和6年3月11日付けで提出のありました要求書について、下記のとおり回答します。

記

1、2について

職員の給与については、法令の定めによることはもちろんのこと、人事委員会の報告及び勧告を尊重するという基本姿勢のもと、国家公務員に関する措置を基本に、地域における民間給与等の状況を勘案して制度化するとともに、給与制度の趣旨を踏まえ、適正な運用を行っていかねばなりませんし、県民の皆さまの理解が得られるものでなければならぬと考えています。

会計年度任用職員に対しては、来年度から新たに正職員と同様に勤勉手当を支給することとしております。その他の給与については、制度の趣旨や業務の実態等を踏まえて決定したものであり、新たな制度の変更等がない限り、現行によりたいと考えています。

3について

定年前提任用短時間勤務職員（暫定再任用職員）の給与については、引き続き人事院において必要な検討が行われることとされており、その動向を注視していきたいと考えています。

4について

総労働時間の縮減に向けては、機会あるごとに、その趣旨を説明し、事前命令の徹底や年休の取得促進などの取組を進めています。

また、時間外勤務等については、「活力のある職場づくりと公務能率等の向上について」（副知事通知）に基づいて、全庁的に取組を進めているところです。平成25年度からは、所属全体で意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とすることを目的に、所属の目標設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしています。

更に、平成28年度からは、「職員の創造性の発揮と業務の質の向上に向けた取組について」（副知事通知）に基づいて、業務運営の改善はもとより、既存事業のスクラップなどの事務事業の見直しや、外部委託の推進などに取り組むとともに、管理職員のマネジメント力の向上に向けた取組を進めているところです。

令和元年度からは、時間外勤務の上限が設けられたことを踏まえ、所属での業務及び事務分担の見直しや、協力体制の構築等、業務の平準化を図りながら、職員の健康管理に留意しつつ、適切な業務管理及び勤務時間管理を徹底しているところです。

また、デジタル化による事務の効率化を更に進めていきたいと考えています。

こうした取組を通じて、職員の健康増進や時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えています。

三六協定については、労働基準法の趣旨に則った取扱いをしたいと考えています。

時間外勤務の上限設定の運用については、制度の趣旨に沿って適切に対応していきたいと考えています。

5について

事務事業の見直しに関することについては、新しい組織・定数で勤務する中で、勤務条件に著しい変更が生じたケースについては、お話をお聞きしたいと考えています。

6について

文書協定又は労働協約の締結については、現行の考え方によりたいと考えています。

2 県職労からの要求

(1) 要求書提出

2024 国民春闘に関する県職労独自要求書（令和6年3月11日）

(2) 要求書（全文）

日頃より、民主的な地方自治確立と住民福祉・サービスの向上にご尽力されている貴職に敬意を表します。

2月に示された来年度の組織改正および定数補正は、人口減少対策を強力に推進するとして、部の再編や増員を含めた体制強化が図られる内容となっています。一方、膨大な時間外労働が恒常化している所属や、職場要求時に増員を求めた所属等で体制強化が図られていないことには不満が残ります。新年度以降、各所属における職場実態等を検証し、6月の人員確保闘争であらためて協議させていただきます。

さて、2024春闘に関して連合高知は、規模間・地域間格差の是正を重点課題に掲げ、全国平均を上回る賃上げをめざすとして、各構成組織における平均要求額を1万6千円以上と設定し、今期春闘に臨んでいます。

久々に大幅賃上げとなった昨年ですが、長引く物価高騰には追いつかず、実質賃金は22ヵ月連続でマイナスを記録しました。回復基調の実感は乏しく、労働者は相変わらず厳しい生活環境におかれています。これらを改善するためには、「物価上昇を超える賃上げ」と「適正な価格転嫁」を同時に実現することが何より重要だと考えます。

そして、人口減少対策はもとより、地域医療・福祉、保健衛生、経済対策など、県民の生活基盤を支えるセーフティネットの役割が従来にも増して高まっている中、自治体職員の労働条件改善も極めて重要な課題です。

つきましては、下記のとおり県職労独自要求書を提出しますので、3月19日（火）までに貴職の誠意ある回答を求めます。

記

1. 職員の生活実態等を踏まえて、月例給および一時金を引き上げること。
2. 均等待遇の原則に基づき、会計年度任用職員の賃金・報酬および諸手当を改善すること。
3. 定年の段階的引き上げに伴い、暫定再任用職員の期末手当および勤勉手当の支給月数を、60歳以降の定年前職員と同じ月数にするとともに、扶養手当および住居手当を支給すること。
4. 総労働時間の短縮に向け、実効ある具体策を講じるとともに、三六協定については、その協定時間を遵守し、恒常的に時間外勤務のある職場については、具体的な改善策を示すこと。
また、時間外勤務の上限に関しては、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や副知事通知及び改正労基法の趣旨を踏まえて厳格に運用すること。
5. 来年度の組織改正及び定数補正により労働強化が想定される職場については、改善策を明らかにするとともに、所属・部局での交渉に応じること。
6. 要求等について労使合意が図られたときは、文書協定もしくは労働協約として締結すること。